平成２９年（フ）第１３２号
堺市中区深阪１丁10番14号
債務者　福井　正海
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
堺市堺区宿院町東３丁１番14―1304号
債務者　中野友美子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１８８号
堺市南区高倉台２丁２番２―202号
債務者　鈴木　鏡子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６号
兵庫県小野市大島町352番地の96
債務者　秋本　満生
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第３９号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ11―404号
債務者　中島　敏雄
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第４０号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ11―404号
債務者　中島満里子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３号
和歌山県田辺市神子浜１丁目16番31号、前住所和歌山県西牟婁郡白浜町1089番地の４　コーポ辻302号
債務者　惠中　和枝
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第２３号
岡山県倉敷市玉島柏島1546番地４
債務者　池田　茂寛
1　決定年月日時　平成29年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
岡山県倉敷市西富井636番地87
債務者　薬師寺和美
1　決定年月日時　平成29年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
香川県高松市屋島西町2287番地15
債務者　和田　耕一
1　決定年月日時　平成29年３月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９６１号
福岡市早良区室住団地21番504号
債務者　高武　響子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５３号
福岡市博多区博多駅南１丁目４番４―603号
債務者　下平　哲郎
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２３号
福岡市中央区平尾２丁目21番５―404号
債務者　高島　千景
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３０号
福岡市南区井尻２丁目５番20―306号
債務者　半田　浩文
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７４号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵486番地５　テンフィート101号
債務者　牟田　貴子
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７５号
福岡市中央区清川２―１―23―1001号室、住民票上の住所福岡県筑紫野市針摺中央２丁目６番37号
債務者　長谷川祐一
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９５号
福岡県古賀市花見東１丁目８番１―106号
債務者　田中　亨太
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部